

育児休業給付の申請・届出の際は 今一度ご確認をお願いします！



第1子に係る育児休業給付金を受給中に、第2子を妊娠した場合

- ◆ 第2子に係る産前休業開始日の前日（産前休業を取得しない場合は出産日）に第1子に係る育児休業が終了することとなるため、第1子に係る育児休業給付金については、産前休業開始日の前日（産前休業を取得しない場合は出産日）までの支給となります。
なお、第2子の育児休業開始時点において、受給資格を満たせば、第2子に係る育児休業給付金を受給することが可能です。

職場復帰をした場合

- ◆ 職場復帰日の前日で支給は終了します。最後の支給申請を行う際には、「支給単位期間」欄のほか、「職場復帰年月日」欄にも忘れず記載をお願いします。
支給日数は、休業終了日が含まれる支給単位期間については、当該支給単位期間の初日から休業終了日までの日数となり、その他の支給単位期間については30日です。

例) (1歳に達する日の前日より前に職場復帰をした場合)

- 出産日 令和5年5月15日 ○ 育児休業開始日 令和5年7月11日
 - 職場復帰年月日 令和5年11月11日
 - 最終支給期間 「10月11日～11月10日」 (←休業終了日11/10を含む)
- (支給要件を満たす場合)



支給日数：**31**日となります(10/11～11/10の暦日数。大の月を含むため31日)。

- ☆ 「職場復帰年月日」の記載がなければ、支給単位期間に休業終了日が含まれないこととなり、暦日数が31日であっても支給日数が30日となってしまいます。記載漏れがないよう、十分お気を付けください。

申告記載漏れがあり、本来支給できない期間について育児休業給付金を支給していた場合、既にお支払いした給付金を返納していただく場合があります。返納に係る書類の作成・提出はもちろん、現金をご持参いただくなど、事務担当者様の手間と時間を要することとなります。

適正な事務処理にご理解・ご協力をお願いします(申請者ご本人にも周知願います)。